



平成25年6月13日

公益財団法人日本ナショナルトラスト

## 東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト 第三次支援事業の公募について

公益財団法人日本ナショナルトラスト(以下「JNT」という。)では観光庁の後援及び文化庁の協力のもと「東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト」として、東日本大震災により被災し、存続の危機に瀕している自然・文化遺産の所有者等が行う修理や復旧を支援する事業を実施しております。

この度、第三次支援事業の公募を開始いたします。

### 記

#### 1. 名称及び事業内容

「東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト支援事業」

本プロジェクト対象遺産の復旧・復興を図るため、所有者又は管理者等が実施する修理・復旧に要する経費の一部を助成する事業 (詳細別紙)

2. 目的 東日本大震災で被災した自然・文化遺産で、地域(まち)のシンボルでありながら国や地方公共団体による支援の及ぶにくいもの(以下「対象遺産」という。)の復旧・復興を支援することにより、住民が地域風土に根差した暮らしを取り戻すとともに当該遺産の観光資源としての保護活用への礎を築くことを目的とする。

#### 3. 支援対象

##### (1)対象とする自然・文化遺産の所在地域

青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県  
千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

##### (2)対象とする自然・文化遺産

被害を受けた以下の遺産とし、国・地方自治体による文化財指定・登録等の有無は問わない。

- ①有形文化財(建造物等の不動産文化財)
- ②記念物(遺跡・名勝地・天然記念物・文化的景観)
- ③民俗文化財及び無形文化財

##### (3)対象とする自然・文化遺産の要件

- ①地域(まち)のシンボルとして地域住民に認識され、周知されているもの
- ②地域において保存・活用の気運のあるもの又は今後予想されるもの
- ③歴史的、文化的、景観的な要件のいずれかの価値を認められるもの

#### 4. 事業実施期間

交付決定の日から1年間

#### 5. 募集期間

平成25年6月13日(木)から平成25年9月30日(月)まで(郵送のみ、事務局必着)

#### 6. 審査・事業採択の決定

平成25年12月中旬頃

#### 7. 応募方法

公益財団法人日本ナショナルトラスト 東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト  
第三次支援事業募集案内を確認の上、必要書類(JNT HP 参照)を当該対象遺産が所在する各市町村文化財主管課に提出すること。

#### 8. 参 考

これまでの助成実績

平成24年度(第一次)	14件	(建造物・記念物9件、民俗・無形文化財5件) ※確定分
第二次	15件	(建造物・記念物8件、民俗・無形文化財7件) ※決定分

公益財団法人日本ナショナルトラスト (事業課 吉田・土井)  
東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト事務局

〒102-0083 東京都千代田区麴町4丁目5番地海事センタービル

TEL:03-6380-8511 FAX:03-3237-1190

Email: [fukkoushien@national-trust.or.jp](mailto:fukkoushien@national-trust.or.jp)

HP: <http://www.national-trust.or.jp/shinsaishien.html>

## 東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト 第三次支援事業詳細

	・有形文化財(建造物等) ・記念物	民俗文化財及び無形文化財
事業目的	国や地方公共団体による支援の及びにくい自然・文化遺産の復旧・復興を支援することにより、地域風土に根差した暮らしを取り戻すとともに、観光資源としての保護・活用への礎を築くことを目的とする	
対象とする自然文化遺産の所在地域	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県 東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県	
対象とする自然文化遺産	被害を受けた以下の遺産とし、国や地方自治体による文化財指定・登録等の有無は問わない	
	①有形文化財(建造物等の不動産文化財) ②記念物(遺跡・名勝地・天然記念物・文化的景観)	③民俗文化財及び無形文化財
対象とする自然文化遺産の要件	①地域(まち)のシンボルとして地域住民に認識され、周知されているもの ②地域において保存・活用の気運のあるもの又は今後予想されるもの ③歴史的、文化的、景観的な要件のいずれかの価値を認められるもの	
事業内容	対象遺産の復旧・復興を図るため、所有者又は管理者が実施する修理・復旧に要する経費の一部を助成する事業	対象遺産の復旧・復興を図るため、所有者・管理者等が実施する以下の事業について、経費の一部又は全部を助成する事業 ① 用具、衣装等の購入・修繕 ② その他、芸能等の再開・復活に必要な活動
助成の対象となる者	所有者又は管理者	所有者又は管理者、対象遺産を継承する組織・団体(ただし、複数の団体を傘下におく連合組織を除く)
助成対象経費	対象遺産の復旧・復興を図るために要する経費(工事費、委託費、物品・資材購入費等)	① 用具、衣装等の購入・修繕 1件につき50万円 ② その他、芸能等の再開・復活に必要な活動 1件につき20万円
上限額	1件につき250万円	
上限率	対象経費の80%	